

# 提 言 書

平成28年11月

北海道東北地方知事会



## 北海道東北地方知事会構成員

北海道知事 高 橋 はるみ

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県知事 達 増 拓 也

宮城県知事 村 井 嘉 浩

秋田県知事 佐 竹 敬 久

山形県知事 吉 村 美栄子

福島県知事 内 堀 雅 雄

新潟県知事 米 山 隆 一



# 目 次

## 【定期提言】

1. 地方創生の積極的な推進について .....	1
2. 農林水産業に係る施策の充実・強化について .....	7
3. 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化について .....	12
4. 整備新幹線の建設促進について .....	14
5. 高速交通ネットワークの整備促進について .....	15
6. 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について .....	16
7. 公共施設等総合管理計画の推進に向けた支援充実について .....	17
8. 水害の頻発・激甚化に備えた治水対策の強化について .....	18
9. 総合的な少子化対策及び女性の活躍推進について .....	20
10. 地域医療の確保について .....	22
11. 地域包括ケアシステムの構築に係る在宅医療提供体制の確保について .....	25
12. 障害福祉関連事業における財源確保について .....	26
13. 北方領土問題の早期解決について .....	27
14. 拉致問題の早期解決について .....	28



## 地方創生の積極的な推進について

日本全体の人口減少が急速に進行する中、北海道・東北地方においては、以前から首都圏への人口流出が大きかったことに加え、東日本大震災の発生により全国平均を上回る勢いで人口減少が進行しており、平成 27 年国勢調査では、北海道・東北地方の道県の多くで人口減少率が高い結果となるなど一層深刻な問題となっています。

また、このところ世界経済の不透明感が急速に増す中、地方における人口減少と地域経済の縮小の悪循環から早期に脱却し、地域経済に好循環をもたらすことが、急務となっています。

これまでも、各道県において、東日本大震災からの復興を迅速に進めることによる人口流出対策や、様々な少子化対策、若者の定住促進など、地方創生の取組を進めて参りましたが、平成 27 年国勢調査では、東京圏の人口は、全国の 1/4 以上を占め、5 年間で 51 万人増加するなど、東京一極集中の傾向は続いております。

一方、平成 27 年の全国の合計特殊出生率は 1.46 と、前年より上昇したものの、少子化の傾向に歯止めがかかったとは言い切れず、このうえ、地方から東京などの大都市への人口流出が続いた場合、地方のみならず、我が国全体の社会経済システムに大きな影響を及ぼすことが避けられないことから、地方は、国と両輪となって、実効性の高い、創意工夫を凝らした地方創生の取組をさらに戦略的に展開していく必要があります。

我々北海道・東北地方の道県は、このような認識を共有し、地域の強みを生かした産業振興によるしごとの創出や子育てしやすい環境の整備、若者や女性が活躍できる社会の形成に取り組むとともに、東京圏から当地方への人の流れを生み出していくために、それぞれの地域の実情に応じた取組を進めて参ります。

国においては、「ニッポン一億総活躍プラン」の実現に向け取り組んでいますが、改めて『地方創生なくして一億総活躍社会の実現なし』との断固たる決意と覚悟を持って、地方創生の深化に向け、地方が行う魅力ある先行事例を支援するとともに、東京一極集中の是正や抜本的な少子化対策などの取組を、政府の強力なリーダーシップにより推進されるよう、次のとおり提言します。

## 1. 地方の主体的な取組を支える財源の確保

不安定感が急速に増す経済情勢の下、日本経済全体の持続的拡大を図るためには、地方創生が不可欠である。また、人口減少は、その要因や課題が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を継続して講じることが重要である。このためには、地方の自主性や主体性が最大限発揮できるための財源が必要であり、消費税・地方消費税の引上げが見送られた中であっても、地方の一般財源総額の確保を含め、次に掲げる財政措置について、確実に講じること。

### (1) 「まち・ひと・しごと創生事業費」の拡充及び一般財源総額の確保

平成28年度地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充し、地方交付税の財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、より地方の施策の必要度に応じた算定方法とするとともに、地方の安定的な行財政運営に必要な一般財源総額を十分に確保すること。

### (2) 地方創生推進交付金の規模と自由度の拡大

地方版総合戦略に基づき各自治体が行う、少子化対策や東京一極集中の是正に向けた取組は、継続的に実施していく必要があることから、5年間の総合戦略期間において、地方の戦略的・機動的な事業執行が可能となるよう、地方創生推進交付金について、戦略期間に見合った額の財源を確保すること。

また、地方創生推進交付金に係る地方負担については、自治体が着実に執行することができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）とは別に、地方財政措置を継続的に講じること。

なお、地域ごとに実情や抱える課題等が異なることから、交付金の趣旨に沿った事業については、申請事業数、申請要件、対象分野、対象経費及び交付金額の上限設定等の制約等の排除並びに申請時期、事業繰越の取扱い、自治体に対する適時適切な情報提供及び自治体の事業スケジュールへの配慮など真に使い勝手の良い制度とし、その規模を拡大するとともに、その配分に当たっては、財政力の弱い自治体において、より人口減少が進んでいることに鑑み、自治体の財政力を考慮した算定とすること。

加えて、今年度は経済対策において、地方創生拠点整備交付金が措置されたが、地方創生推進交付金に関するソフト事業と一体となって特に十分な効果が見込まれる施設整備事業等に係る要件についても大幅に緩和する

こと。

さらに、住民が他の都道府県や市町村に避難を余儀なくされているなど、東日本大震災の被災地が置かれている状況を踏まえ、復興事業への柔軟な活用も可能とするなど、被災地域への十分な配慮を検討すること。

### (3) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の自由度の拡大

企業版ふるさと納税制度を活用して、地方創生を進めるため、大学生等の地元定着促進を目的とした奨学金返済支援事業について、既に積み立てた基金を財源として実施する場合も、企業版ふるさと納税を活用する事業として認めること。

また、本社が所在する地方公共団体への寄附であっても、地方公共団体の財政状況など一定の要件の下、課税特例の対象にすること。

さらに、地域再生計画の申請時点で寄附の見込みが立っていない場合も、申請を可能にすること。

## 2. 東京一極集中の是正と持続可能な地域社会の構築

政府は、地方から東京圏への転入者を6万人減少させ、東京圏から地方への転出者を4万人増加させるとしているが、平成27年の東京圏の転入超過は11万9千人と、平成26年より更に増加している。

東京一極集中の流れは、むしろ強まっており、政府においては、不退転の決意で、これまでにない大胆な政策を実行すること。

なお、国立社会保障・人口問題研究所の調査によると、北海道・東北地方出身者の東京在住の割合は、他地域と比べて極めて高い状況であるため、当地方における取組によって東京一極集中の是正を図ることは、日本全体のリーディングケースとなるものであり、政府においては、次に掲げる取組について当地方における集中的な取組に全力をあげること。

### (1) 基幹産業の強化など地方重視の経済政策の展開

各地方の人口の社会増減は、地方経済の状況と関係が見られ、国のマクロ経済政策の影響を強く受けるものである。

人口流出の防止には、我々地方が若者の雇用の確保等に全力で取り組む一方、国が地方重視の適切な経済財政政策を行うことも必要不可欠であることから、北海道・東北地域の基幹産業である農林水産業や観光関連産業の振興対策の強化、中小企業・小規模事業者に対する支援、大型の企業立地補助金の創設など、人口流出が著しい地方を対象に集中的な投資を行う

こと。

## (2) 地方への移住・定住の促進

地方への移住・定住の促進に向けた大規模キャンペーンの実施や、首都圏から地方へ移住する際の費用に対する所得税における税額控除をはじめとした税制優遇措置の創設など、地方移住への希望をかなえる施策に取り組むとともに、東京圏から地方への移住を希望する場合など、介護保険制度における財政調整の見直しをはじめとした都市部の高齢者に対応できる制度の充実を図ること。

## (3) 地方への産業再配置の促進

大都市への企業の集中による雇用環境や所得面の格差は、地方からの人口流出の一因であり、合計特殊出生率の低い大都市に人口が集中することにより、日本全体の人口減少に拍車をかけている。

子どもを産み育てやすい環境にある地方に若者がとどまり、働くことができる雇用の場を創出するため、政府自ら産業の再配置政策を実施するほか、東京圏から地方へ本社機能移転等を行う企業に対する税制上の優遇措置である「地方拠点強化税制」については、今後、企業の本社機能移転が一層具体化するよう、優遇措置の拡充や、対象地域の柔軟な指定など、地方への企業移転等を促す制度の拡充を図ること。

## (4) 国家戦略としての政府関係機関の地方移転

東京圏から地方への人の流れを官自らが生み出すため、国においては、政府関係機関の地方移転について、今年3月に政府が決定した政府関係機関移転基本方針等を踏まえ、今後も東京一極集中の是正の観点から、国自ら責任をもって国家戦略として取組を着実に推進すること。特に研究機関等の地方移転について、一部移転とされたものには研究連携に留まっているものが多く、実質的な移転につながらない可能性があることから、実質的に機関の機能移転となるように取り組むこと。

なお、移転に伴う用地の確保、施設の建設、職員住居の確保など移転に要する経費のみならず、研究連携等に要する経費についても、国において応分の負担をすることを原則とし、引き続き移転先自治体の負担軽減を図るとともに、地方移転後の国の機関としての機能確保などの課題については、国自ら検討を行い、課題解決に向けて取り組むこと。

## (5) 教育機関の分散と活性化

都市部の大学の定員超過の是正のあり方について検討を進め、大都市の

大学等の新設を抑制し、地方の大学の定員増の促進や、地方への大学キャンパスの移転など地方分散を促進すること。

また、地方国立大学の運営費交付金を拡充するなど、地方大学の運営基盤の強化や活性化にも配慮すること。

#### (6) 条件不利地域の支援

過疎・山村・離島等条件不利地域においては、今後も人口減少が続いた場合、地域コミュニティの維持に影響が及ぶおそれもあることから、持続可能な地域づくりに対する継続的な支援策を講じること。

#### (7) 生活交通路線の確保

住民生活に不可欠な生活交通路線の維持・確保に必要な予算を、補正予算等の対応を含めて継続的に確保するとともに、地域の実情を踏まえた適切な支援措置を講じること。

### 3. 基幹的公共インフラの地域間格差是正と強靱な国土づくり

人や企業の地方分散には基幹的公共インフラの早期整備が不可欠である。また、先般の台風の被害など水害の頻発化や激甚化等の備えとして、地方創生を支える道路・河川・砂防・港湾など社会資本の防災・減災対策や広域交通ネットワークのリダンダンシー確保が重要であることから、次に掲げる強靱な国土づくりに向けた取組を迅速に進めること。

#### (1) 地方分散等を進める上で不可欠な地方の高速交通網の整備促進

高規格幹線道路のミッシングリンク解消や暫定2車線区間の4車線化、フル規格新幹線網の早期整備、新幹線と在来幹線鉄道との直通運転化、国内外航空ネットワークの充実など、企業の地方分散や地域の産業振興を進める上で不可欠な、広域的にバランスの取れた地方の高速交通網の整備を促進すること。

#### (2) 地域産業を支える港湾の機能強化

地域産業の競争力強化のため、太平洋側と日本海側など主要な港湾において大型船舶が入港可能な岸壁や航路、防波堤等の整備を推進し、国内外との物流拠点となる港湾の機能強化を図ること。

### 4. 政府と地方が一体となった総合的な少子化対策の推進

我が国の少子化に歯止めをかけるためには、地方と政府が一体となって、国民が安心して結婚や子育てができる社会の実現に向けた総合的な取組を強

力に進めていくことが必要である。

このため、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえとした「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、政府の十分なリーダーシップの下、全国一律の子どもの医療給付制度の創設や多子世帯に対する保育料軽減措置に係る所得要件の緩和、三世代同居や近居への支援、さらには所得税の世帯単位課税や年金の割増給付等多子世帯に有利な税制・年金制度等の検討など、従来を超えた制度の創設・拡充に取り組むこと。

また、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。

併せて、教育費の負担軽減や学生の地元定着を促進するため、給付型奨学金制度の創設や地方就職を促す奨学金制度に取り組む自治体の支援の強化を図ること。

## 5. 女性の活躍による地域や経済の活性化

女性の能力を活かして、地域や経済の活性化を図るため、女性一人一人が望む形で各ライフステージに応じ、働き続けられる環境を整備するとともに、社会全体の抜本的な意識改革を行い、ワーク・ライフ・バランスなどの取組を進めること。

また、女性が就業しやすい環境整備に先駆的に取り組む企業への支援の拡充や、ワンストップ就労支援窓口による再就業支援、当地域の基幹産業である農林水産業やものづくり産業への女性の参画促進など、地方自治体が行う独自の取組を支援する柔軟で十分な財源を確保し、女性活躍に向けた実効性ある取組を推進すること。

## 6. 地方の声を反映させる仕組みの構築

東京一極集中を是正し、地方の活性化を図るには、地域の様々な課題に日々直面している地方自治体の意見が十分に反映される必要があることから、そのための検討を行うこと。

## 農林水産業に係る施策の充実・強化について

北海道・東北地方の農林水産業は、地域の経済・社会を支える基幹産業であるとともに、これまで、国民に対する食料の安定供給や、国土及び環境の保全などの面で重要な役割を果たしてきました。

一方、農山漁村、中山間地域では急激な人口減少と少子高齢化の進行により、担い手や労働力不足への対応といった課題を抱えているほか、T P P協定については、依然として農林漁業者や地域の方々から不安や懸念の声が聞かれるとともに、その影響は相当な長期に及び、今後、国内外の情勢変化や新たな課題が明らかになることも考えられます。

このため、「総合的なT P P関連政策大綱」に基づく施策をはじめ、農林水産業の持続的発展に向けた施策の充実・強化が不可欠であるほか、財政力が脆弱な地方自治体の負担軽減、さらには、食品の安全・安心に関する消費者の不安を払拭するための正確な情報提供及び説明など、万全の対策を講じていくことが重要です。

こうしたことから、次のことについて提言します。

### 1. 農林水産業の競争力強化に向けた施策の充実・強化

- (1) 産地力を強化しようとする意欲的な産地や成長産業化に取り組む農林業者及び「広域浜プラン」の実践に取り組む漁業者等の要望に応えられるよう、現場の意見を踏まえ、T P P関連対策として積み立てられた基金の予算を十分に確保すること。
- (2) 財政事情の厳しい自治体においても積極的に農業農村整備事業を推進できるよう、T P P対策にあっては現行の公共事業等債や補正債以上に地方財政措置を拡大すること。特に、T P P対策を補正予算で実施する場合は、過疎市町村の財政事情に配慮し、補正債の交付税算入率を過疎債と同等程度まで引き上げること。

また、適債工種となっていない暗きょ排水や客土は、高収益作物への転換などT P P対策には不可欠な工種であることから、T P P対策に限り「暗きょ排水」と「客土」を適債工種とすること。

- (3) 「総合的なT P P関連政策大綱」において継続検討とされた項目については、農林漁業者が将来にわたって意欲と希望をもって経営に取り組むこ

とができる内容とすること。特に、収入保険制度については、作物の組合せなど経営実態に応じて補償水準を選択できる仕組みや、意欲ある農業者の新たな取組への対応など万全のセーフティーネットとするとともに、多様な担い手が加入できる仕組みとすること。

また、制度の検討過程においても、適時・適切な情報提供を行うこと。

- (4) 平成30年産以降を見据えた一連の米政策改革が進められる中、地域農業の担い手が将来展望を持って安心して農業経営に取り組めるよう、需給バランスを均衡させるために必要な産地交付金を含む水田活用の直接支払交付金の予算を確保し、非主食用米等に対する助成水準を維持した上で、制度を恒久化するなど、安定した制度とするとともに、飼料用米の生産・流通体制の整備など、総合的な支援施策を講じること。

また、平成30年産以降においても主食用米の需給と価格の安定が図られるよう、実効性のある全国的な需給調整の仕組みを構築すること。

- (5) 農地の集積・集約化を進めるためには、農地中間管理事業の一層の推進が必要であり、国が交付する「機構集積協力金」は事業推進上の有効な手段であることから、地域の実態に応じて中長期的に推進できるよう安定的な制度として継続するとともに、農地耕作条件改善事業とあわせて必要な予算を確保すること。

また、機構集積協力金の配分に当たっては、非担い手から担い手への新規集積のみならず、後継者のいない担い手の農地の引き受けや、集積だけでなく集約化についても事業の成果として評価するとともに、農地中間管理機構の特例事業を活用した売買を対象とするなど支援対象を拡大すること。

さらに、農地中間管理機構の運営等に必要な推進事業費については、今年度同様、実質、都道府県や機構が負担する額を含むこととし、地方に新たな負担を求めることのないよう配慮すること。

- (6) 担い手の育成に当たっては、青年就農給付金の支給を長期に継続できるよう、必要な予算を安定的に確保し、就農の実態に即した弾力的な運用とするとともに、就農希望者が独立・自営就農に至るまでのサポート体制を充実・強化すること。

また、漁業生産を支える担い手の育成確保に向けて、就業後の収入が不安定な期間に一定の所得を確保する給付金制度の創設や、青年就業準備給付金の給付条件の緩和など、支援制度の充実・強化を図ること。

さらには、適切な森林整備や国産材の安定供給を担うことができる事業者や人材の育成・確保を図るため、研修等の支援や就業準備の資金給付など、支援制度の充実・強化を図ること。

(7) 日本型直接支払制度については、農業・農村の有する多面的機能の発揮の促進に向けた取組を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、道県、市町村の財政負担軽減のための財政措置を充実すること。

(8) 中山間地域においても農業を営むことで、他産業並みの所得が確保され、地域の農業・コミュニティが維持できるよう、農業生産条件の不利を補正するための支援に加え、社会・自然条件を踏まえた公的なサポートの拡充など、地域の実情に即した営農の継続、後継者の確保に対する支援を充実すること。

(9) 強い農業と活力ある農村の実現に向け、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を図るためには、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の老朽化対策など農業農村整備の計画的かつ着実な推進が重要であることから、当初予算をはじめとした予算総額を安定的に確保すること。

また、この度の北海道・東北地方に相次いで上陸した台風等による集中豪雨など、自然災害の頻発・激甚化に対し、農村地域の防災・減災対策を図ることが重要であることから、ため池等の農業水利施設の湛水被害防止対策や耐震化対策などを早急に進めるための予算を十分に確保すること。

(10) 漁業経営の安定化に向けて、資源管理・漁業経営安定対策の充実・強化を図るとともに、リース漁船や省エネ・省力化機器の導入などによる収益性の高い操業体制への転換を促進するほか、漁業施設共済の掛け金負担の軽減や、トドやアザラシなど海獣類による漁業被害に係る総合的な被害防止対策の充実・強化などにより、漁業経営の安定化を図ること。

(11) 水産資源の持続的な利用に向けて、クロマグロなどの効果的な小型魚保護等の資源管理技術の開発に加え、資源評価の精度向上等の資源評価の充実や、さけ・ます資源の回復、栽培漁業の推進など、水産資源の適切な管理と生産の増大が図られる施策を展開すること。

(12) 水産資源を育む漁場、漁業の生産性・安全性を向上させる漁港施設及び漁村における快適な生活環境を確保する漁業集落排水施設等の計画的な整備に必要な予算を確保すること。

(13) 継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制として、国による「森林環境税（仮称）」等の新しい仕組みを早急に構築すること。なお、仕組

みの検討にあたっては、これまで森林整備等について各道県が積極的に関わってきていることも踏まえ、国・道県・市町村の役割分担及び税源配分のあり方などの課題について十分整理するとともに、現在、東北5県を含む全国37府県が独自に課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を踏まえて、しっかり調整すること。

- (14) 山地災害等の防止や水源の涵養など、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。また、森林資源の循環利用による林業及び木材産業の成長産業化を図るため、合板・製材生産性強化対策事業及び次世代林業基盤づくり交付金の拡充などにより、川上から川下までの総合的な支援など、地域の実情に配慮した林野関連施策の充実・強化を図ること。

## 2. 農林水産物の輸出促進に向けた施策の充実・強化

- (1) 食の安全性に関する積極的な情報発信や、原発事故に伴う輸入規制措置の撤廃の実現に向けた諸外国との交渉の強力な推進、日本の食文化の普及促進とともに、国際的な輸送拠点となる港湾・航空物流体制の構築や産地から海外への輸送時間の短縮、鮮度保持流通の技術開発、システム開発への支援など、円滑な物流網の整備促進を行うこと。
- (2) 相手先国の衛生管理基準等への対応の促進や国際的に通用する規格・認証の仕組みを構築するとともに、地理的表示保護制度の普及や日本産の水産エコラベル「MELジャパン」の国際的認知度の向上、お土産やハラールなど多様なニーズに対応した食の提供体制整備などへの支援の充実、農林水産物・食品の高品質化や生産・製造コスト低減に向けた試験研究・開発の促進など、競争力の強化による輸出促進を進めること。
- (3) 海外の市場情報の収集・提供、取組事業者に対するきめ細やかな支援、海外バイヤー等とのマッチングを含め、輸出に取り組む事業者への支援を拡充すること。

## 3. 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催効果の波及に向けた取組の強化

東京オリンピック・パラリンピック大会関連施設の整備にあたっては、国産材が最大限利用されるよう、施設の木造化や内装・外装の木質化等を推進するとともに、施設等に設置される観客席や調度品等については、国産材を

利用した製品を積極的に導入すること。

また、地域の農水産物を選手村や競技会場などの大会関連施設の食材に利用するなど、地域資源の活用を積極的に推進すること。

## 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の 充実・強化について

森林は、水源の涵養、国土の保全、地球温暖化の防止、木材などの林産物の生産等の多面的機能の発揮により、国民の生活及び経済に大きな貢献をしています。また、北海道・東北地方の森林資源は、戦後造林された人工林を中心に充実し、本格的な利用時期を迎えており、豊富な森林資源を循環利用することが重要な課題となっています。

一方、我が国の林業・木材産業は、採算性の悪化により森林所有者の経営意欲が低下し、適切な森林整備が十分に実施されていないほか、木材の安定的かつ低コストでの供給が行われていないなど、引き続き厳しい状況にあります。

こうした中、政府は、本年5月に新たな「森林・林業基本計画」を閣議決定し、森林資源のフル活用を進め、林業・木材産業の成長産業化を図ることとしていますが、そのためには森林整備や森林保全の更なる推進とともに、新たな木材需要の創出や需要に応じた安定供給体制の確立を図っていくことが必要です。

については、北海道・東北地方における林業・木材産業の持続的発展と成長産業化を実現するため、次の事項について強く要望します。

1. 森林の有する多面的機能を持続的に発揮しながら、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現を図るため、間伐などの森林整備事業、松くい虫やナラ枯れ等病害虫対策事業及び治山事業に必要な財源を十分かつ安定的に確保すること。また、定額補助制度の創設など、再造林の確実な実施に向けた新たな仕組みを構築すること。
2. 継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制として、国による「森林環境税（仮称）」等の新しい仕組みを早急に構築すること。なお、仕組みの検討にあたっては、これまで森林整備等について各道県が積極的に関わってきていることも踏まえ、国・道県・市町村の役割分担及び税源配分のあり方などの課題について十分整理するとともに、現在、東北5県を含む全国37府県が独自に課税している森林環境税等との関係についても、地方の意見を踏まえて、しっかり調整すること。

3. 需要に応じた木材の生産・供給、木材利用の拡大を図るため、合板・製材生産性強化対策事業及び次世代林業基盤づくり交付金の十分な予算確保や、公共建築物等の木造化・木質化に対する交付率の引き上げなど、地域の裁量による弾力的な運用が可能な、川上から川下までの総合的な施策の充実・強化を図ること。
4. バランスの取れた木材需要の拡大に繋げるため、国産材CLTや耐火部材の利用拡大、木質バイオマスのエネルギー利用などの施策について更なる推進を図ること。
5. 持続可能な森林経営を推進するため、欧州の林業先進国において森林所有者への経営指導等を行う森林官（フォレスター）等のような人材を育成するシステムや国家資格制度を創設し、その社会的な評価の定着・確立を図ること。

## 整備新幹線の建設促進について

整備新幹線は、我が国の高速輸送体系を形成し、日本経済の発展と国土・地域づくりの軸となる極めて重要な国家的プロジェクトであり、北海道・東北地域が、その個性を生かし、魅力と活力あふれる地域社会を創り上げ、二十一世紀の我が国の発展に大きく貢献していくために、欠かすことのできない社会資本です。

また、新幹線の高い耐震性や震災時における交通機能の重要性を踏まえ、災害に強い国づくりの観点から多重系の輸送体系による代替補完機能確立するとともに、日本経済の再生と国全体の活性化を図るためにも、整備新幹線の一層の推進が必要であることから、次の事項について要望します。

### 1. 整備計画路線（北海道新幹線）の整備促進

北海道新幹線は、災害に強い国土の形成や、北海道と歴史的・文化的に繋がりの深い東北地域との相互連携・交流の発展に必要不可欠であり、その整備促進が急務であることから、全線の早期完成を図るため、次の事項について配慮することを強く求めるものです。

- (1) 新青森・新函館北斗間の安全運行の確保と札幌までの早期完成を図ること。
- (2) 貸付料など幅広い観点からの更なる建設財源の確保や財源措置の拡充による地方負担の軽減を図ること。
- (3) 東京～新函館北斗間における一日も早い3時間台の運行実現や時間帯区分案による平成30年春の1日1往復の高速走行の着実な実現と更なる増便及び抜本的方策による全ダイヤ高速走行の実現を早期に図ること。その際、山形新幹線、秋田新幹線の速達性を損なうことのないよう十分留意すること。

### 2. 基本計画路線の整備計画策定に向けた調査の実施

羽越新幹線、奥羽新幹線などの基本計画路線の整備計画策定に向けた調査を行うこと。

## 高速交通ネットワークの整備促進について

元気で豊かな地方を創生するためには、東京一極集中の国土構造を是正し、人材と産業を地方に分散させることが重要であり、そのためには基盤となる高速交通ネットワークを早期に形成することが必要であります。

また、東日本大震災を踏まえ、北海道・東北地方全体で代替性・補完性（リダンダンシー）を確保する国土強靱化の観点からも、広域的にバランスのとれた高規格幹線道路等の整備は不可欠であります。

さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ 2019 の開催による全国への波及効果が期待される中、訪日外国人観光客数が毎年、過去最高を大きく超えて増加しているにも関わらず、東北地方だけが震災後 5 年を経ても震災前の水準に留まる現状を打破するためにも、外国人を含めた観光客の移動を支える高速交通ネットワークのより一層の整備促進が求められています。

こうしたことから、地域経済を支える産業の振興や雇用の創出、交流人口の増加等による北海道・東北地方の活性化を進めるため、それらの基盤となる高速交通ネットワークを早期に整備されるよう提言します。

1. 人材や企業の地方分散などによる地域産業の振興等「地方創生」の実現に向け、必要な予算を確保し、高規格幹線道路のミッシングリンクの解消や暫定 2 車線区間の 4 車線化、高規格幹線道路を補完する地域高規格道路の整備、フル規格新幹線網の整備、新幹線と在来幹線鉄道との直通運転化、航空ネットワークの充実など、地方創生の基盤となる高速交通ネットワークの早期整備を促進すること。

## 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について

各道県においては、地方創生の実現に向けて、地方版総合戦略を策定し、戦略に基づく様々な施策を展開しているところですが、これらの施策の基盤となる社会資本の整備についても、計画的かつスピード感をもって推進していく必要があります。

また、東日本大震災や熊本地震、頻発する台風による被害等を踏まえた防災・減災対策の更なる推進のほか、道路、河川、港湾、上下水道施設等のインフラ老朽化対策の確実な実施が急務となっています。

こうした中、将来の建設産業の担い手となる若年入職者の減少等により人材の確保・育成が厳しい状況にあり、インフラの整備・維持管理のほか、災害対応や除排雪作業など、将来にわたり地域を支えていくことが困難になると懸念されます。

このため、次の措置を今後安定的かつ持続的に講ずるよう提言します。

1. 地方創生の実現に不可欠な基盤整備や災害に強い国土づくり、インフラ機能確保のための維持管理を計画的に推進するため、当初予算において、必要な社会資本整備、防災・減災対策や老朽化対策に係る予算（社会資本整備総合交付金等）の大幅な拡充を図ること。

併せて、緊急防災・減災事業債の恒久化、対象事業の拡大など起債制度の拡充を含めた財源措置を講ずること。

## 公共施設等総合管理計画の推進に向けた支援充実について

過去に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎えることから、各自治体が策定した「公共施設等総合管理計画」の推進を図るため、除却事業に係る地方債の特例措置や、集約化・複合化事業、転用事業に係る地方債措置がなされていますが、いずれも時限的な措置にとどまっています。

また、既存施設の長寿命化についてもますます重要となっていますが、改良等の取組に対しては、交付税措置を伴う地方債措置はなされていません。

こうした公共施設等の管理については、長期的な視点を持って計画的に行う必要があることから、次の事項について提言します。

1. 地方債措置の充実を図るとともに、時限的な措置については、期間の延長や通例的な措置とすること。

## 水害の頻発・激甚化に備えた治水対策の強化について

最近の気候変動等により、雨の降り方が局地化、激甚化してきており、豪雨の発生が以前より増えてきているなど、災害発生のリスクが高まっている状況にあります。

実際、北海道・東北地方においては、本年、観測史上初めて北海道に一時期に上陸した3つの台風（第7、11、9号）や、東北地方太平洋側に上陸した台風第10号に伴う豪雨、さらには平成27年9月関東・東北豪雨など、ここ数年、各地で甚大な豪雨災害が頻発しております。

これらの豪雨によって、河川の堤防決壊、氾濫等が相次ぎ、多くの尊い人命が失われたほか、広範囲の浸水、家屋の倒壊・流出、多数の孤立者の発生など、深刻な被害が発生しているところです。

このような中、国においては平成27年12月に「水防災意識社会再構築ビジョン」を策定し、ハード・ソフト対策が一体となった治水対策を推進することとしております。

今後の豪雨災害に対応するためには、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく、治水対策（ハード・ソフト対策）強化が重要であることから、次の事項について特段の措置を講じるよう提言します。

### 1. 社会資本整備財源の十分かつ安定的な確保

国や道県が管理する各河川において、河川改修の迅速化を図り、治水安全度を高めるため、必要となる予算の十分かつ安定的な確保を図ること。

### 2. 国管理河川における減災のための危機管理型ハード対策の実施

国が管理する河川が破堤した場合には甚大な被害が発生するため、決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策を速やかに実施すること。

### 3. 住民の主体的な避難を促すソフト対策の実施

大規模な水害に対し、住民の逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組を流域の市町村等と一体となって推進すること。

#### 4. 国と関係道県等との連携強化

効果的・効率的な治水対策を実施するため、国、関係道県、市町村等との連携強化を図ること。

#### 5. 地方管理河川の治水対策の充実・強化

道県が管理する河川において、防災・安全交付金を活用した治水対策の充実・強化を図るため、流下能力の向上につながる河道掘削及び洪水浸水想定区域図の作成や見直し等の取組が加速するよう、交付要件の緩和を図ること。

## 総合的な少子化対策及び女性の活躍推進について

少子化の影響による若年人口の減少や東京一極集中による地方からの人口流出は、地域活力の低下を招く深刻な問題であり、多くの地方では地域経済の根幹を揺るがす危機的状況にあるといえます。このため、抜本的な少子化対策等の取組や東京一極集中の是正など、地方と政府が両輪となって、大胆な地方創生の取組を展開していく必要があります。

さらに、この少子化に歯止めをかけるためには、結婚を望む人の希望がかなえられ、安心して出産・子育てができ、女性も男性も共に働き共に育み、支え合うことができる社会の構築が必要ですが、そのためには「結婚に関する機運の醸成と支援の充実」「子育て支援の強化」「女性の活躍推進」など、総合的な対策を同時並行で進めていく必要があります。

新たな少子化社会対策大綱や、女性活躍推進法、ニッポン一億総活躍プランに掲げる施策を着実に推進し、国民一人ひとりの希望を実現させるため、政府においても地方と一体となった取組を強力に推進していかれるよう、次のとおり提言します。

1. 結婚を望む人が希望をかなえられる社会の構築に向け、結婚や子育て、家庭を持つ“幸せ”を前向きに捉える機運の醸成や、多様な出会いの場づくりや仲人活動など地域における結婚支援事業への支援など、未婚化・晩婚化対策について主体的な取組を実施すること。
2. 若い世代に対して、家族の大切さや結婚し家庭を築くことへの前向きな意識の醸成を図るため、大学や高等学校等の教育の場において、結婚や妊娠・出産、子育てに関する知識の普及を図るなど、自らのライフデザインを考える機会を提供すること。
3. 子どもを生ま育てることに対する不安感・負担感の軽減を図るため、全国一律の子どもの医療給付制度や子育て世代への税制上の優遇措置の創設等を行うこと。特に多子世帯に対しては保育料軽減措置に係る所得要件の緩和、放課後児童クラブの利用料軽減措置、税制・年金制度等の優遇措置を創設するとともに、低所得世帯やひとり親世帯に対しては教育費等の支援を行うこ

と。更に、三世代同居・近居を促進するための新たな支援制度の創設等により、子育て世代の経済的負担の軽減を図ること。

4. 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、特に厳しい環境におかれた子どもたちへの学習支援施策を拡充するとともに、給付型奨学金制度や就労に有利な資格取得支援制度を創設すること。また、ひとり親への高等職業訓練促進給付金の支給額の増額や、医療費無料化制度の創設、児童養護施設退所者の自立支援体制の強化など、子どもの貧困対策の継続的な展開を図ること。
5. 若い世代が安定した収入を得て、安心して結婚や出産・子育てに踏み切ることができるよう、非正規雇用者に対する育児休業取得促進などの就業環境の整備や、正規雇用化に向けた取組を行う企業への支援策を拡充するとともに、多様で柔軟な働き方を実現するよう雇用制度を改革すること。また、企業経営者等の意識改革を進め、企業における長時間労働の是正等ワーク・ライフ・バランスの推進や、女性の管理職への登用など女性の活躍推進、男性の育児参画のための有給の特別休暇制度の導入などを促進すること。
6. 女性の就業支援のため全てのハローワークへのマザーズコーナーの設置や、託児機能の併設を行うとともに、地域経済の担い手確保に向け、地方が行うワンストップ就労支援窓口への支援など、女性のライフステージに応じた就業継続・再就業の支援を強化すること。また、保育所等の整備と保育士確保に向けた処遇向上の取組、発達障がいを始めとする障がい児保育施策の充実など、多様な保育サービスの充実に取り組むこと。
7. 地域の実情に応じて地方公共団体が実施する少子化対策や女性の活躍推進のための施策に対する十分な財源を確保し、柔軟で継続的な支援を行うこと。

## 地域医療の確保について

北海道・東北地方の医師数は、全国平均に比して少なく、医師の地域による偏在が極めて深刻な状況にあります。また、小児科、産婦人科等の特定の分野における医師不足、更には地域住民のニーズに対応し、へき地医療や高度・特殊医療等を担っている自治体病院に勤める病院勤務医の過重労働など、地域医療の確保に向けて、喫緊に対応すべき課題が山積しています。

また、これまでの診療報酬改定では、救急・小児・周産期医療等の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がなされたものとなっておりますが、地方の病院における医師確保、救急・小児・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

つきましては、当地方における医師不足の状況は依然深刻であることから、より実効性のある具体的な医師確保対策に早急に取り組むとともに、採算の面から民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担う公立病院等の運営に対する地方財政措置の更なる拡充を行うなど、地域医療の確保に必要な財政措置及び保健医療サービス提供の根幹を担う人材の確保・育成支援策を講ずることを提言します。

### 1. 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化及び規制緩和

地域の医療を確保するためには医師の絶対数を増やすことが必要であることから、「新医師確保総合対策」等により増員された大学医学部における医師養成数を恒久的な措置とするとともに、既設医学部の大幅定員増が可能となるよう規制緩和を図ること。

同時に、こうした医師養成増に伴う教員の配置や教室等の場所の確保など課題もあることから、人員配置及び財政支援の拡充を図ること。

### 2. 地域医療再生のための総合的な政策の確立

国民的合意に基づき、住民が地域で等しく適切な医療を受けられることを目的とした総合的、体系的な「地域医療基本法（仮称）」を制定するとともに、実効性のある運用を実現すること。

具体的には、臨床研修医の募集に際して、地域枠・診療科枠を設定し、全国的な臨床研修医の配置調整を行うとともに、保険医に対する医師過少地域医療機関への勤務を義務付けるなど、地域別、診療科別の医師の偏在を解消する施策を直ちに実行すること。

### 3. 医師の地域偏在解消に向けた実効性ある対策

地域における勤務医不足を解消するために、臨床研修後に医師不足地域での診療を経験させることや、例えば都道府県ごとに保険診療が可能な保険医の定数を定めたり、診療報酬上配慮するなど、医師の地域偏在の解消に向けた実効性のある対策を講ずること。

### 4. 地域医療の安定的確保に向けた医師臨床研修制度の運用

平成26年4月に施行された臨床研修制度の見直しでは、臨床研修希望者数と募集定員の乖離の解消を図り、都市部への研修医の集中を是正し、地方の医師不足の解消につながるような定員配分を次回見直しに向け徐々に実施することとされた。しかし、臨床研修医の確保は、医師不足道県にとって喫緊の課題であることから、地方の医師不足の解消につながるような定員配分を速やかに実施すること。

また、2年以上研修医の受入実績のない臨床研修病院の指定取消しについては、医師不足道県の実情に配慮し、引き続き柔軟な対応とすること。

### 5. 特定診療科の医師不足の解消

診療科別の医師の不足数を明らかにし、その必要数を踏まえて、特に深刻な状況にある産婦人科・小児科等の特定診療科の医師不足を解消する施策を充実すること。

### 6. 新たな専門医制度への配慮

新たな専門医制度の導入にあたっては、さらなる医師の地域偏在、診療科偏在を招くことがないように、十分に配慮すること。

### 7. 臨床教育等における指導医の評価の充実

医師臨床研修の質の向上を図る観点から、診療報酬の加算など臨床教育等における指導医の評価を充実すること。

8. 公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充等

公立病院等の運営に配慮し、地方財政措置の更なる拡充を行うとともに、診療報酬の改定においては、公立病院等の運営についての評価を充実すること。

9. 地域医療介護総合確保基金における財源の配分等

地域医療介護総合確保基金における財源の配分に当たっては、深刻な医師不足等の医療課題の実情を踏まえて配分すること。

また、地域の実情に応じ、柔軟に活用できる制度とするとともに、必要な事業が確実に実施できるよう、安定的に予算を確保すること。

10. 医療提供体制推進事業費補助金の確保

救急医療、周産期医療等、地域の医療提供体制の推進に不可欠な医療提供体制推進事業費補助金は、平成23年度以降、計画額を大幅に下回る交付決定が続き、各事業の実施に多大な支障を来していることから、同補助金の予算を十分に確保すること。

11. 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

地域で設定する奨学金制度に対する財政支援を更に拡充すること。

## 地域包括ケアシステムの構築に係る 在宅医療提供体制の確保について

地域包括ケアシステムの構築にあたり、新たに市町村が担う「在宅医療・介護連携の推進」は、これまで市町村が進めてきた保健行政とは異なり、医療関係者との緊密な連携・調整が求められるものであるため、これを支援する道県（保健所）の医療行政にも新たな役割が求められています。

また、地域医療構想の実現に向けて在宅医療等の体制整備が課題となる中、これを担う医師や訪問看護師等医療従事者などの医療資源が不足している地域が多い北海道・東北地域では、効率的かつ質の高い医療提供体制の整備は、地域の関係者のみで解決することが困難な課題であることから、次の2点について要望します。

1. 国は、地域医療の政策企画に携わる市町村職員の確保・養成に積極的に関与・支援するとともに、市町村が担う在宅医療・介護連携推進の取組を支援する道県（保健所）の位置づけや役割を明示した上で、その体制の確保に必要な財政措置など所要の支援策を講じること。
2. 過疎地域など医療・介護資源が十分とはいえない地域における24時間365日の在宅療養者への支援体制の確立に向けて、限りある資源を有効に活用できるように、診療報酬・介護報酬による評価など実効性のある施策を講じること。

## 障害福祉関連事業における財源確保について

障害者の地域生活への移行を推進していくためには、グループホームや日中活動の場等の基盤整備及び地域特性や利用者の状況に応じた支援事業の充実など、障害があっても地域で安心して暮らせる環境の整備が極めて重要です。

しかしながら、事業の円滑な運営に必要な障害福祉関連の国庫補助事業においては、国の予算が十分に確保されず、県や市町村、民間事業者において超過負担が生じたり、事業が実施できなかつたりといった問題が生じております。

については、障害福祉関連事業を着実に実施し、障害があっても地域で安心して生活できる基盤の整備及び支援事業の充実を図るため、交付率の低下等により事業の実施に支障が生じている障害福祉関連の国庫補助事業について、必要な財源を確実に確保するよう、次のとおり提言します。

### 1. 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金について

地域においては、障害者の地域生活を支援する基盤が不足していることや、既存施設においても安心安全なサービスを提供するため防災・減災、老朽化対策及び防犯対策を実施する必要があることから、これに対応して施設整備補助金に対する要望も増加している。

しかしながら、障害福祉サービス事業所等の整備促進に不可欠な社会福祉施設等施設整備費国庫補助金は、要望額に比して予算額が不足しており、地域生活の支援に必要なサービスの基盤整備及び既存施設の安全性の確保に多大な支障を来たしていることから、十分な財源を確保すること。

### 2. 地域生活支援事業及び障害者総合支援事業について

地域生活支援事業及び障害者総合支援事業は、地域で生活する障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための事業として必要不可欠である。

しかしながら、国の予算が十分に確保されていないため、道県及び市町村において超過負担が生じていることから、地域の実情や利用者のニーズに応じた事業が円滑に実施できるよう、道県及び市町村の事業実態を把握するとともに、当該事業における十分な財源を確保すること。

## 北方領土問題の早期解決について

戦後 71 年が経過し、我が国固有の領土である北方領土問題の一日も早い解決は国民の一致した願いです。

昨年秋以降、日露両国間の対話が活発化する中、本年 5 月のソチに続き、9 月にウラジオストクで行われた日露首脳会談では、懸案であったロシア大統領の訪日が 12 月に実施されることで合意されたところであり、今後、加速度的に北方領土交渉が進展することが期待されています。

日本政府においては、総理の強力なリーダーシップの下、粘り強く外交交渉を進めていただき、一日も早い北方領土の返還が実現することを強く要望します。

## 拉致問題の早期解決について

北朝鮮による拉致問題については、一昨年の日朝合意を受けて北朝鮮が特別調査委員会を設置して以降、何ら進展が見られておりません。

そのような中、北朝鮮は核実験や射程の異なる弾道ミサイルを度重ねて発射するなど、国際社会に対する威嚇を続けております。これら一連の暴挙は我が国の安全に対する重大な脅威であり、北東アジア及び国際社会の平和と安定を著しく害するものであります。

北朝鮮問題を取り巻く国際情勢は依然として難しい局面にありますが、拉致被害者等やそのご家族はご高齢となり、一刻の猶予も許されません。日本国民を救出することができるのは日本国政府だけです。

拉致被害者等の帰国とご家族との再会が一刻も早く実現するよう、国においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう提言します。

1. 関係諸国や国際機関等と連携・協調を図りながら主体的に取り組み、すべての拉致被害者等の一刻も早い帰国の実現に向け、目に見える形で具体的な成果を出すこと。
2. 北朝鮮との協議に当たっては、これまでの交渉経過を踏まえ、対話の窓口を閉ざすことなく、北朝鮮の姿勢を変えるための戦略的な取組を新たに構築するなどにより、粘り強い交渉を継続すること。
3. 一刻も早く、失われつつある家族との時間を取り戻すという強い思いのもと、拉致被害者等の帰国に与える影響等を考慮の上、交渉期限の設定や首相特使の派遣、損害賠償の請求など、拉致問題解決に向けた北朝鮮の行動を促す圧力となるような方策を検討し、事態の打開を図ること。
4. 拉致被害者等の安全確保にあらゆる手立てを尽くすとともに、北朝鮮による拉致の疑いがある方々についての調査・事実確認を引き続き徹底して行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。